

公益財団法人東京しごと財団における令和5年度事業の公募について

1 総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。

2 募集概要

令和5年度東京都しごとセンター若年者就業支援事業業務委託

若年求職者（34歳以下対象／新規学卒（予定）者及び既卒3年以内の若年求職者を含む）の早期就業を目的とし、就職支援アドバイザーを配置して、きめ細かな就業支援サービスを提供するものである。サービスの提供に当たっては、民間事業者の持つ豊富なノウハウ等を活用することにより、求職者本人の希望や適性を踏まえた効果的な就職支援を実施する。

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 仕様内容

募集要項による。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビにてデータを掲載。）

募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。なお、回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和5年3月31日までに公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）の令和5年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和5年4月1日に確定するものとする。

※参加申請にあたっては、ビジネスチャンス・ナビ（以下、「ナビ」という。）への事前登録が必須です。詳細は以下7を参照。

5 予算額

募集要項による。（仕様公開日にナビにてデータを掲載。）

6 応募資格

- (1) 純然たる民間資本により設立された会社法に基づく法人であること。
- (2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく職業紹介事業の許可を取得していること。
原則として令和2年4月1日以前に職業紹介事業を開始し、引続き職業紹介事業を実施していること。
- (3) 人材紹介又は再就職支援事業で一定の事業実績があり、かつ、本事業を実施するために必要な人員体制の確保が可能であること。
ア 直近の決算年度で、人材紹介及び再就職支援事業関連の売上が1億円以上であること。

- イ 本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社組織の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。
- (4) 法令等を遵守していること。
- ア 企画提案申込み時（但し、事業評価の場合は「契約締結時」）において職業安定法又は労働者派遣法（昭和 60 年法律第 88 号。但し、第 3 章第 4 節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から 5 年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時（但し、事業評価の場合は「契約締結時」）までに是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから 2 年を経過していること。）
- イ 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ウ 企画提案申込み時（但し、事業評価の場合は「契約締結時」）から過去 2 年間に於いて、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。
- エ 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。
- オ 企画提案申込み時から過去 1 年間（但し、事業評価の場合は「契約締結時以降」）に財団又は東京都等との委託契約における契約違反がない者
- カ 事業対象者又は事業対象者を雇い入れた事業主と通謀して、就職又は職場定着を偽装する事実など、偽りその他不正の行為により委託費の支給を受けようとし、又は受けた事実がないこと。
- キ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）別表 1 号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者
- ※東京都暴力団排除条例
https://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html
- ※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱
https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20220808085120_1.pdf
- (5) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。
- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
- イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
- ウ 破産法に基づく破産手続の申し立てをした者又は同破産手続の開始決定を受けた者
- エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
- (6) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者
- イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）。
- (ア) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関し

て不正の行為をした者

- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
 - (カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 法人の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。
- (9) 次の事項に該当しない者であること。
- ア 添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - イ 仕様を閲覧していない者。
 - ウ 仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者。
- ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。

7 仕様公開

公開日時	場所
令和4年10月26日13時00分	ナビ上

仕様の閲覧にあたっては、ナビ (<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、10月24日16時までにナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

8 契約情報の公表

本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

9 令和6年度以降の事業者選定方法

原則として、公募による企画提案方式により事業者を選定した翌年度、翌々年度は事業評価方式(*)を採用する。従って、本事業が継続する場合、令和6年度、令和7年度は事業評価方式を採用する予定である。但し、令和6年度以降の本事業の規模や継続するか否かは未定。

(*) 事業評価方式

契約している事業の実績を事業目標と比較すること等により、事業者の成果や努力を評価し、継続可否を判断する。

参考 事業者選定までのスケジュール

令和4/10/7 ~10/24	公示期間（仕様閲覧申込み）
10/26	仕様公開
10/26 ~11/1	質問受付期間
11/4	質問回答日
11/10	企画提案参加希望書類提出期限
11/16	書面審査の結果通知（書面審査合格者のみ）
12/7	企画提案申請書類提出期限
12/14	予備審査の結果通知 (応募者が6者以上の場合、予備審査を実施し、5者を選定する。 その後、12/20の企画提案を含む本審査を行い1者を選定する。)
12/20	企画提案事業の説明（プレゼンテーション）
12/下旬	受託予定者（契約内定者）決定の通知

※本予定は変更される場合がある。

【問い合わせ先】

（公財）東京しごと財団総合支援部総務課経理係

電話 03-5211-2308 メールアドレス nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

なお、本事業の内容等に関する質問は、令和4年10月26日13時以降を質問受付期間とし、事前の電話等による質問には、一切応じない。